

賠償責任補償（保険会社へ委託）の概要

《請求方法》

- ① 事故発生後、速やかに県P見舞金給付会事務局へ『賠償責任に関する報告書』をFAX送信し、同時に電話連絡する。
- ② 委託保険会社の担当者からの（損害賠償責任の有無）の連絡を受け、次のことについて指示を仰ぐ。
 - ◇必要提出書類について（写真、見積書、領収書、示談書等）
 - ◇示談後の事故処理について

1. 対象

- (1) PTAが主催・共催する行事において、その管理や運営に不備があり、他人の身体や財物に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に支払います。
- (2) PTAが、第三者から借用した用具等を壊したり、紛失・盗難等により損害賠償責任を負った場合に支払います。
- (3) 共催行事においては、共催団体と按分して支払います。

2. 支払保険金の種類

- (1) 損害賠償金——治療関係費・休業補償費・葬祭費・慰謝料・再購入費・修繕費等
- (2) その他費用——損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、協力費用、訴訟費用等

3. 補償金額（限度額）

- (1) 対人 -----1事故につき5億円まで。1名につき1億円まで。
但し、1事故につき自己負担額（免責）1,000円
- (2) 対物 -----1事故につき3千万円。
但し、1事故につき自己負担額（免責）1,000円
- (3) 借用物 -----1年間の総額が1千万円。
但し、1事故につき自己負担額（免責）5,000円

4. 支払いできない主な場合（賠償責任保険約款の中の主なもの）

- (1) 自動車の使用管理によるもの（PTA活動中に使用している車の交通事故）
 - ①活動に使用した車の破損等の損害賠償
 - ②対人と対物損害賠償
 - ③送迎時等の同乗者への損害賠償
 - ④資源回収時の車の荷台からの荷物の落下による損害賠償・・・等
- (2) PTAスポーツ活動中の会員同士の衝突によるケガやメガネ等の破損等
- (3) PTA活動中の会員等の車や自転車の破損・盗難
- (4) 貴重品として預かった金銭・物品等の盗難
- (5) 預かった幼児の事故
- (6) その他
 - ①故意・犯罪・喧嘩等によるもの
 - ②地震・噴火・津波等によるもの
 - ③食中毒によるもの
 - ④心神喪失によるもの
 - ⑤報酬を得ての仕事によるもの・・・等